主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人奥田忠策の上告趣意一について。

論旨は、判例違反をいうが引用判例は事案を異にし、本件には不適切でその前提を欠き上告適法の理由とならない。(なお、商法四八九条二号違反の罪は同号所定の株式取得の効力如何にかゝわりなく成立するものであり、また、株券の発行前たると否とを問わないものと解すべきものである。)

同二について。

論旨は刑訴法違反と事実誤認の主張であつて上告適法の理由にあたらない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官